	訪問入浴	送迎入浴	施設入浴
手帳の等級	1級、2級	1級、2級	1級、2級、3級
利用回数	月2回（7、8、9月は月3回）	月2回（7、8、9月は月3回）	月2回
利用者負担	所得に応じて有	所得に応じて有	無
その他	自宅	送迎あり	送迎なし

7 配食サービス

対 身体障害者手帳の交付を受けていて日常的に食事の確保が困難な状態にある方

内 利用者一人につき1日1回（昼食か夕食を選択）、週に5回までを限度として栄養管理された食事の配達を行います。同時に、配達員は利用者の安否を確認し、利用者の健康状態に異常があるときは、関係機関への連絡等を行いますので食事は原則として手渡しになります。

※1食あたり350円の利用者負担があります。

8 障がい者デイサービス

対 内 身体障がいのある方が市外の地域活動支援センターに通い、機能訓練、創作的活動等を行います。現在、利用できる地域活動支援センターは、であいの森（草加市柿木町261―1）・そうか光生園（草加市柿木町1215―1）の2カ所です。

※かかった費用の1割は利用者負担となります。

【日常生活の改善】

問 障害福祉課障害福祉係 ☎内453・428

9 補装具の給付

対 内 障がい者（児）の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするために各種補装具の交付と修理を行います（車椅子、補聴器、義手、義足など）。あらかじめ担当にご相談ください。

※所得制限があります。また、原則1割の利用者負担があります。（世帯全員が住民税非課税の方には利用者負担分を市が4000円を上限として補助します）。

10 日常生活用具の給付

対 内 身体障害者手帳・療育手帳を所持している在宅の障がい者（児）の方の日常生活を容易にするために、日常生活用具（聴覚障がい者用屋内信号装置・特殊寝台・居宅生活動作補助用具など）の給付または貸与を行います。あらかじめ担当にご相談ください。

※所得制限があります。市が定める額の1割が利用者負担になります（世帯全員が住民税非課税の方には利用者負担分を市が4000円を上限として補助します）。

11 重度身体障がい者居宅改善整備費補助

対 下肢または体幹の障がいの程度が1級、2級の方

内 重度身体障がい者の方が生活しやすいように家屋の改善をする場合、工事費の一部を補助します。工事をする前に申請が必要ですので事前にご相談ください。

※所得制限があります。

【行動範囲の拡大】

問 障害福祉課障害福祉係 ☎内453・428

12 移動支援

13 は申込先へ

対 内 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方、精神障がいのある方などが円滑に外出できるよう、移動の支援を行います。ただし、通勤、通学、営業活動や社会通念上適当でない外出には利用できません。また、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限ります。

※原則として、就学前のお子さんは利用できません。かかった費用の1割は利用者負担となります。

13 コミュニケーション支援（手話通訳者・要約筆記者の派遣）

対 内 聴覚障がいのある方が、通院や公的機関への届出等のために、手話通訳・要約筆記を必要とする場合に手話通訳者または要約筆記奉仕員を派遣します。利用料は、無料です。

※手話通訳者または要約筆記奉仕員の派遣は、原則として県内に限ります。また、営利を目的としている場合、政治団体や宗教団体の行う活動には利用できません。

申 埼玉聴覚障害者情報センター（さいたま市浦和区北浦和5―6―5　埼玉県浦和地方庁舎別館内）☎048―814―3353 FAX 048―814―3354

受付日　毎週火曜日～日曜日　午前9時～正午、午後1時～7時（土・日曜日は午後5時まで）

14 福祉タクシー利用料金の補助

対 外出が困難な障がい者の方で身体障害者手帳1級～3級、療育手帳Ⓐ、A、Bまたは精神障害者保健福祉手帳1級の方。

内 県内のタクシー（注1）に乗車した場合、おおむね基本料金額を補助します。（年間18枚。ただし、平成20年5月以降に手帳が交付された方は交付月により、交付枚数が異なります。）

注1　埼玉県タクシー協会・埼玉県個人タクシー協同組合に加盟している事業者等。

※身体障害者手帳および療育手帳を提示することによりタクシー料金の1割が割引きされるサービスと併用できます。

15 自動車燃料費の補助

対 身体障害者手帳1級～3級、療育手帳Ⓐ、A、Bまたは精神障害者保健福祉手帳1級の方。車を運転する方・自動車を所有する方は、本人または生計を同じくする方に限ります。

内 市内にある指定された給油所で給油した場合、燃料費の一部を補助します。

※福祉タクシー利用料金補助を受けている場合は、利用できません。

16 有料道路の割引

対 すべての身体障がい者が自ら運転する場合と第1種の身体障がい者・Ⓐ・Aの知的障がい者（児）を乗せて、介護者が運転する場合（自動車は原則として、障がい者本人または親族等が所有のものに限る。障がい者一人につき1台）

内 料金を支払う際に、身体障害者手帳または療育手帳に押されているスタンプを提示すると5割の割引が受けられます。

17 自動車運転免許取得費用の補助

内 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が、普通自動車の運転免許を取得する場合、必要な経費の一部を補助します。事前に申請が必要です（公安委員会により運転できる自動車の種類を限定されたり条件を付されている方は、運転免許試験場にて運転適性相談票を作成してご持参ください）。

※所得制限があります。

18 自動車改造費用の補助

対 上肢・下肢・体幹の障がい程度が1～3級で身体障害者手帳の交付を受けている方で、通勤等のために自分で自動車を運転する方

内 自動車のハンドル、ブレーキ、アクセル等を改善するための費用の一部を補助します。改造する前に申請が必要ですので、事前にご相談ください。

※所得制限があります。

【その他の日常生活援護】

問 障害福祉課障害福祉係 ☎内453・428

19 から22 は各施設へ

19 身体障害者福祉センターやすらぎ

対 内 在宅の身体障がい者の方やボランティア活動を行う方たちが集う交流の場として利用できます。

問 八潮市社会福祉協議会 ☎995―3636（身体障害者福祉センター ☎997―8544、997―8553）

20 知的障害者生活サポートセンター

対 内 在宅の知的障がい者（児）の方や介護者の日常生活の支援、相談を行っています。また、一時的な介護を行う団体・グループが利用できます。

問 知的障害者生活サポートセンター　八潮市鶴ヶ曽根1686―2　☎998―3722

21 精神障害者地域活動支援センターあけぼの

対 内 精神に障がいのある方が地域で生活する上で生じるさまざまな問題について、ともに考え、必要な援助を行います。

問 精神障害者地域活動支援センターあけぼの　八潮市鶴ヶ曽根1130　☎998―0852

22 埼葛南（さいかつみなみ）障害児（者）療育支援センター

対 内 身体障がい児・重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）の地域での生活を支えることを目的とした相談支援を行っています。内容によっては専門スタッフ〔医師・看護師・訓練士（理学・作業・言語）〕の対応もあります。

問 埼葛南障害児（者）療育支援センター　越谷市越ヶ谷4